

2026 年 5 月 27 日

技能実習法に係る関東地区地域協議会 御中

公益財団法人 国際人材協力機構

技能実習制度に関する地域協議会への意見提出

当機構は、監理団体、実習実施者に対して、技能実習生の受入れの相談、申請書類の書き方の助言等、総合的な支援を行っている公益法人です。当機構が各種支援を行う中で、技能実習制度及び地域協議会構成員各位に対する各種意見・要望が監理団体等から寄せられておりますので、それらを踏まえ、当機構の意見として提出します。

1. 外国人技能実習機構（OTIT）関連

（1）実地検査に関して

同一項目に対する解釈や指摘が各地方事務所によって、あるいは、同一事務所であっても検査員によって異なるという声があるため、指導内容の統一化をお願いしたい。

（2）その他制度運営に関して

昨年度に引き続いての内容ではあるが、一昨年 1 月の能登半島地震の際、駐日大使館・領事館が、自国民の所在及び安否について OTIT に情報共有を求めたものの対応が鈍かったため（実際に情報が共有されたのは発生 1 か月後であったとのこと）、自ら現地に足を運び、独自のネットワークを活用して何とか対応した例がある。今後、東海・東南海トラフ地震などが想定される中で、OTIT、監理団体、実習実施者、本人間の災害発生時の安否確認のためのシステムの構築及び大使館等との情報共有をお願いしたい。

（3）育成就労制度に関して

新制度移行時の混乱を最小限に留めるため、新制度の施行に伴う技能実習に係る経過措置や育成就労制度に係る最新情報について、引き続き HP のほか説明会等あらゆる手段を通じて全制度利用者に理解されるよう周知徹底をお願いしたい。

2. 厚生労働省・都道府県関連

(1) 技能検定等の受検に関して

技能検定等の受検に関して、監理団体等から実習現場で困難を来しているとして、次のような声が寄せられている。

こうした状況を踏まえ、技能実習生の受検機会拡大等のため、各試験実施機関のみならず、地方自治行政としても技能検定試験・技能実習評価試験の体制構築をお願いしたい。

- ① 受検場所の確保について、技能評価試験が自県で実施されないこと等により、受検地が他県になるなど、困難を来している（そう菜職種等）。
- ② 実技試験の際使用する機械設備・器具等について、現在使われていない旧式のものとなっていること、試験材の入手が困難であること、高価であることなど、苦慮している。
- ③ 受検事務関係について、試験の申請から実施日まで時間が長くなり過ぎる、他県での受検を余儀なくされること等があり対応に苦慮している。実習生の在留期限に合わせて柔軟に対応してほしい。
- ④ 試験内容については、特に随時2級・上級試験の難易度が高すぎる（建築板金職種、機械・金属関係職種等）。
- ⑤ 受検料が材料費等も含め高い（婦人子供服製造職種、溶接職種、クリーニング職種、ゴム製品製造職種等）。

(2) その他制度運用に関して

業務従事や受検に必要な安全衛生技能講習を近隣地域で受講することが困難であるという声があるため、希少言語への対応等、受講機会の拡大をお願いしたい。

※公開の可否：公開可

以上



外国人技能実習制度の適正な実施と関東地区地域協議会に関する意見書

外国人技能実習機構は技能実習計画の認定や、実習実施者および監理団体からの報告を受け実地検査等を適正に行うことで技能実習生の権利保護の役割を担っています。2027 年 4 月から新たに育成就労制度が創設される中、現行制度および新制度が適正に運営されるよう、下記の項目について要請いたします。特に、近年は実習生からの相談内容が多様化・深刻化しており、制度の信頼性を維持するためにも、より一層の迅速かつ実効性のある対応をお願いいたします。

記

1. 監理団体、実習先への指導強化

- ①実習先の不法行為や違法実習などにより、外国人技能実習生（以下、実習生）が実習実施者を変更する必要に迫られた際は、実習生からの相談に応じ、確実に次の実習先に転籍できるよう調整・支援を行うこと。また、実習生が監理団体の変更を求めた際は、いつでも実習先企業は監理団体を変更できるようにすること。
- ②監理団体の自浄作用を促進するため外部役員又は外部監査の措置を適切に行っているか厳格に調査すること。また、専門性を担保するために外部役員や外部監査は社会保険労務士などの専門家を設置するよう監理団体に促すこと。
- ③全監理団体への年 1 回の巡回、全実習生への 3 年以内での巡回を完全履行する中で、計画通りの技術実習内容、労働条件確保がなされているかを確認するとともに、是正が必要な場合の適正な指導の強化と徹底を行い、改善報告の確認を必ず行うこと。

2. 外国人技能実習生への支援体制の強化

- ①外国人技能実習機構の相談機能がより多くの実習生に周知されるよう、母国語 SNS の活用等、工夫を図ること。また救済が必要な実習生に対しては、労働団体のパンフレット等を配布すること。あわせて、相談後のフォローアップ体制を明確化し、相談が単発で終わらないよう継続支援の仕組みを構築すること。
- ②2024 年 11 月 1 日から「やむを得ない事情により活動継続が困難な外国人に対する特例措置」の運用が始まったことにより、実習先を解雇された実習生からの労働相談が急増している。育成就労制度への移行を見据え、現在の支援体制の見直しを図るとともに、行政（ハローワーク等）や弁護士、労働団体関係者など労働関係法の専門知識を有する常勤スタッフの配置を検討すること。加えて、将来的なワンストップ相談窓口の設置に向けて必要な準備を進めること。特に、解雇や契約解除に伴う生活困窮リスクが高まっている実習生に対しては、住居支援や生活支援団体との連携を強化し、セーフティネットの構築を進めること。

- 
- ③地方では農業や製造業等で外国人技能実習生が重要な役割を担う一方、山間地が多く広域分散型という環境特有の課題が生じている。特に豪雨や地震、豪雪などの自然災害が多い地域においては、日本語の避難情報が十分に理解できず避難遅れや孤立を招く懸念があるほか、病気やケガの際も言語や制度の理解不足から受診控えや重症化につながる事例が指摘されていることから、生命や安全、健康を守る体制整備を図ること。

3. その他の要請

- ①技能実習生総合保険など任意保険への加入を義務付けること。とりわけ自転車保険への加入を促すこと。また、保険内容について実習生が十分理解できるよう、多言語による説明資料を整備すること。
- ②失踪した実習生が発見された場合は、実習先および監理団体にその旨を報告し失踪に至った原因を解明するとともに、更なる支援を行うこと。再発防止の観点から、事例分析を行い、制度改善に活かす仕組みを構築すること。

以上